

地域振興会議 第8回南ブロック合同会議

日 時：令和4年11月29日（火）
時 間：午後2時～
会 場：用瀬保健センター 大集会室

1. 開 会

2. あいさつ

3. 各地域ごとに自己紹介

4. 議題・取組の紹介等

（1） 空家について・・・【資料1】（建築指導課）

- ①本市の空き家の現状・課題について
- ②空き家に対する本市の取組・制度について

（2） 移住施策における空き家の利活用について・・・【資料2】（地域振興課）

～休憩～

（3） 用瀬町の地域おこしの取組

- ①元地域おこし協力隊 梶川 友美
- ②株式会社 週末住人 共同代表 深沢 あゆみ・・・【資料3】

5. 意見交換

6. 閉 会

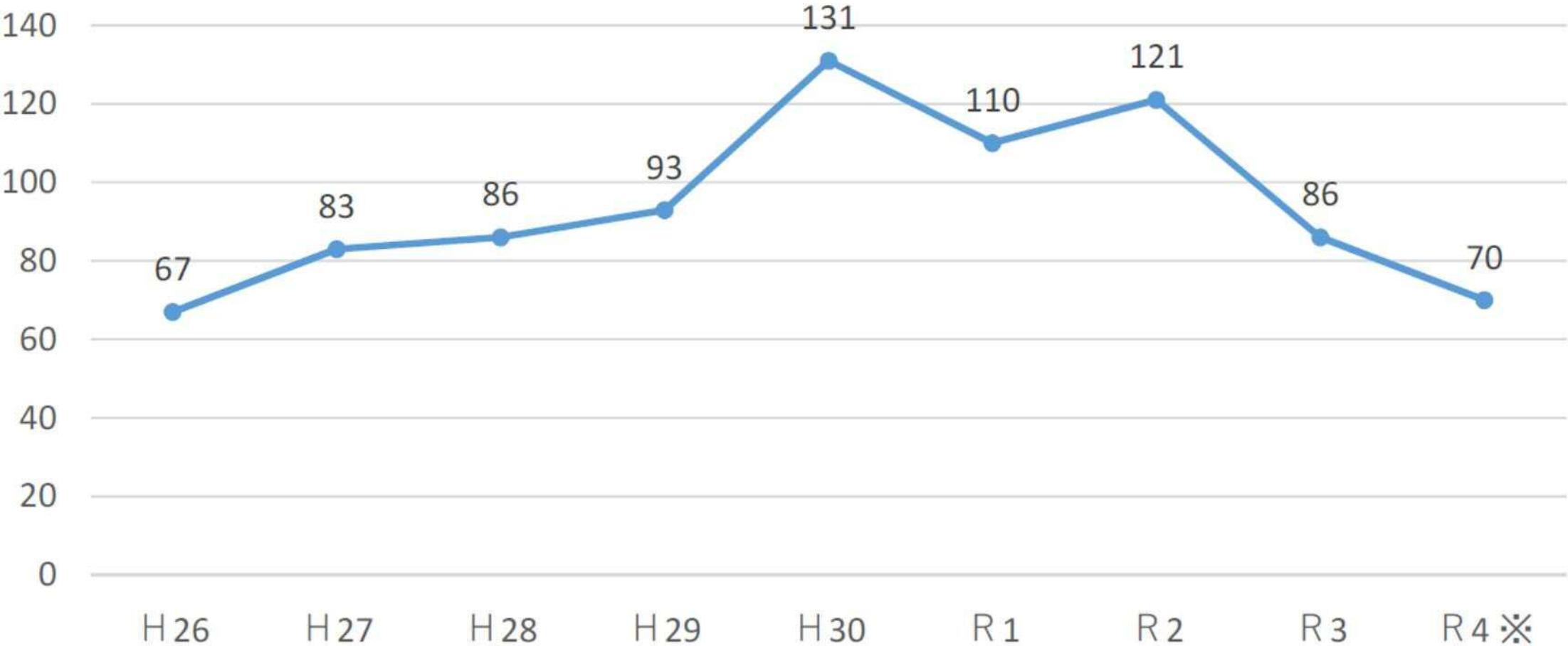
鳥取市における空き家問題について

鳥取市都市整備部建築指導課
主任 近藤 康之

- ・ 本市の空き家の現状・課題について
- ・ 空き家に対する本市の取組・制度について

鳥取市における新規の空き家相談件数の推移

相談件数の推移



※R4は11月14日現在の相談件数

住宅・土地統計調査による空き家数の推移

国の総住宅数、空き家数及び空き家率の推移

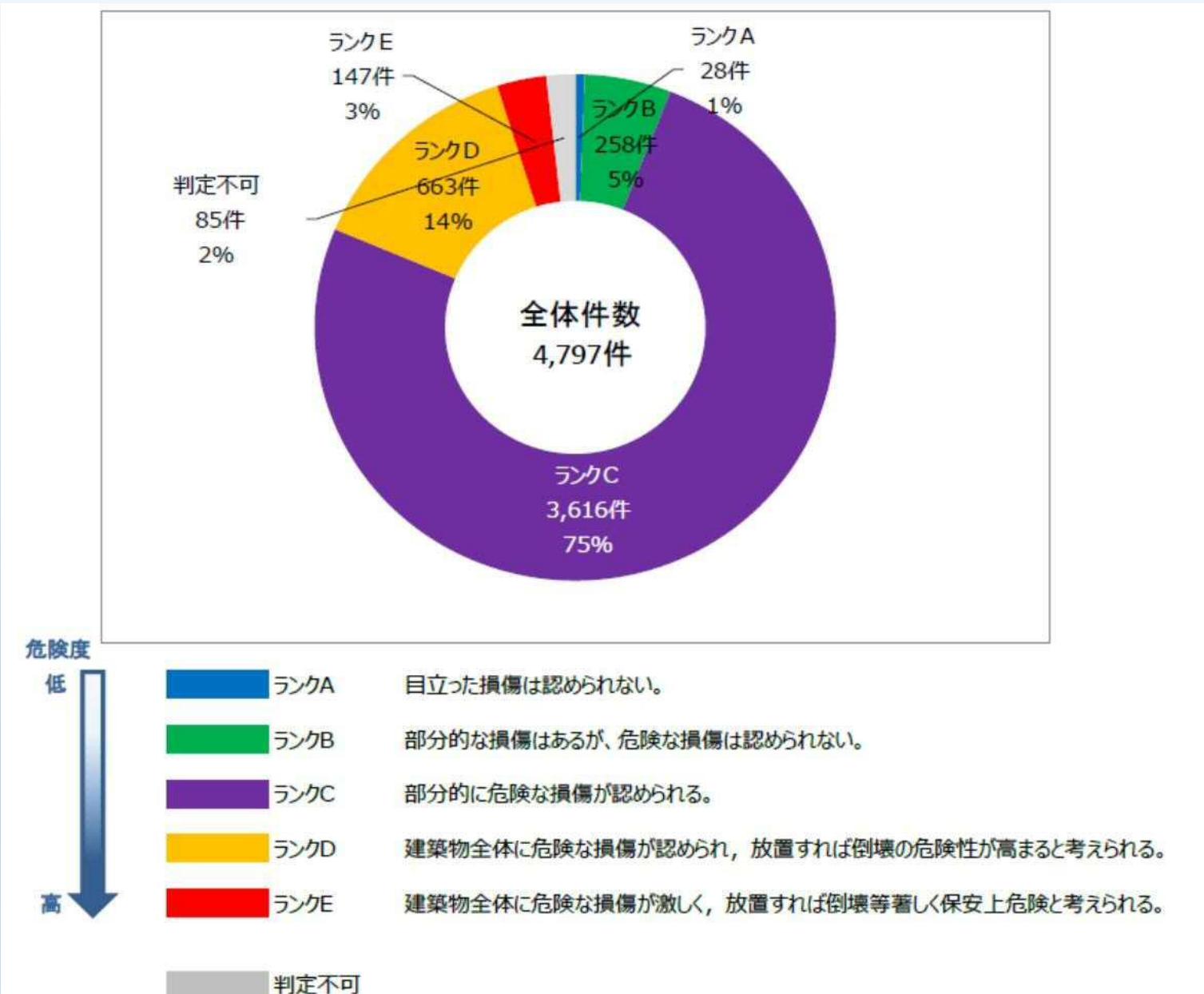


鳥取市の総住宅数、空き家数及び空き家率の推移



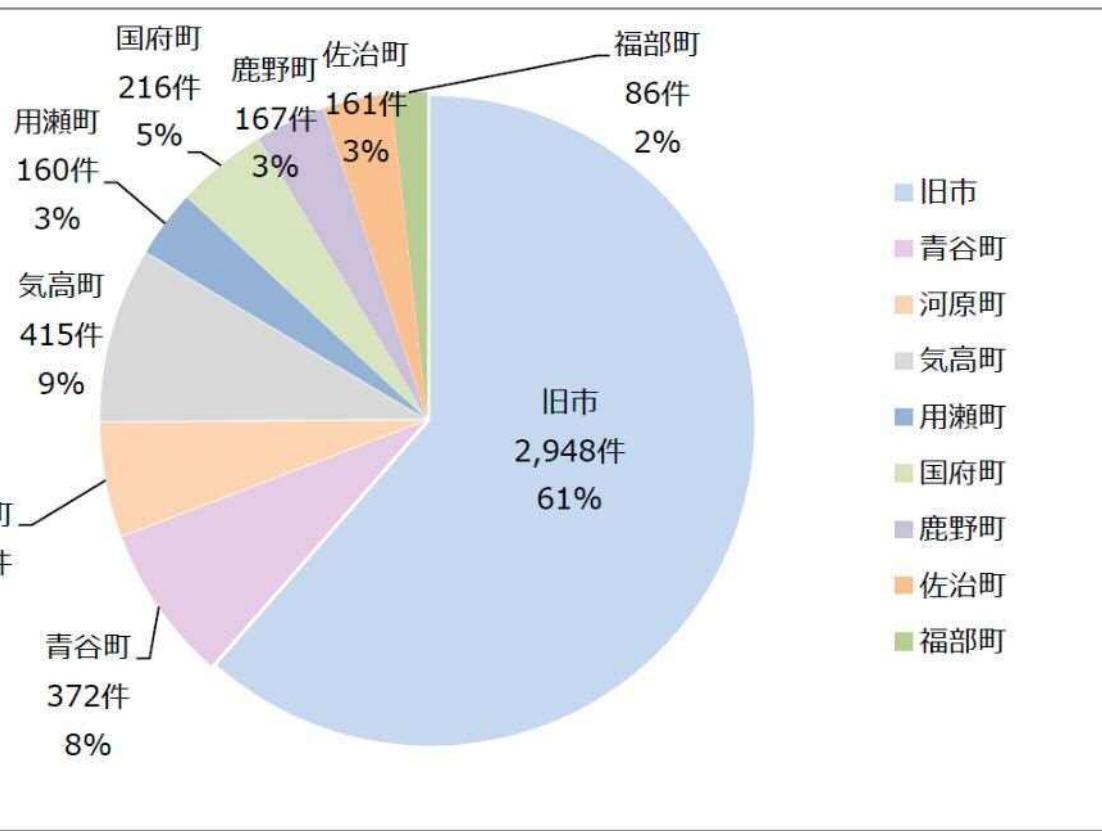
※出典：総務省統計局「住宅・土地統計調査」

平成30年度鳥取市空家実態調査結果



鳥取市における空き家の分布状況

地域別の空き家数の割合



地域別にみる人口に対する空き家率



空き家がもたらす問題の具体例

防災上の問題

- ・倒壊、崩落
- ・屋根・外壁の落下
- ・建材の飛散

防犯上の問題

- ・不法侵入、不法滞在
- ・放火による火災発生の危険

衛生上の問題

- ・不法投棄を招く
- ・雑草、樹木の繁茂
- ・害虫、鳥獣の発生

景観上の問題

- ・景観、風景を損ねる

空家等対策の推進に関する特別措置法

「空家等」とは

既ね年間を通じて居住や使用などされていない建築物及びその敷地のこと。

※国・地方公共団体が所有及び管理するものは除く。

「特定空家等」とは

「空家等」のうち、以下の状態にあるもの。

「特定空家等」に認定される状態

1. 放置すれば倒壊するおそれのある状態

- (1) 建築物の著しい傾斜がある
 - (2) 構造耐力上主要な部分の損傷がある
 - (3) 屋根、外壁等が脱落、飛散する可能性がある
- ※部分的に見られる場合は、(1)～(3)のうち複数に該当している状態のものを認定

2. 著しく衛生上有害な状態

- (1) 吹付石綿等が飛散する可能性がある
 - (2) 清化槽の放置、破損による臭気がある
 - (3) 排水の流出による臭気がある
 - (4) ゴミの放置、不法投棄による臭気がある
- ※(1)～(4)のうち複数に該当している状態のものを認定

3. 著しく景観を損ねている状態

- (1) 建築物に落書きがある
 - (2) 窓ガラスが割れたまま放置されている
 - (3) 立木が建物を覆っている
- ※(1)～(3)のうち複数に該当している状態のものを認定

4. その状態を放置することが不適切である状態

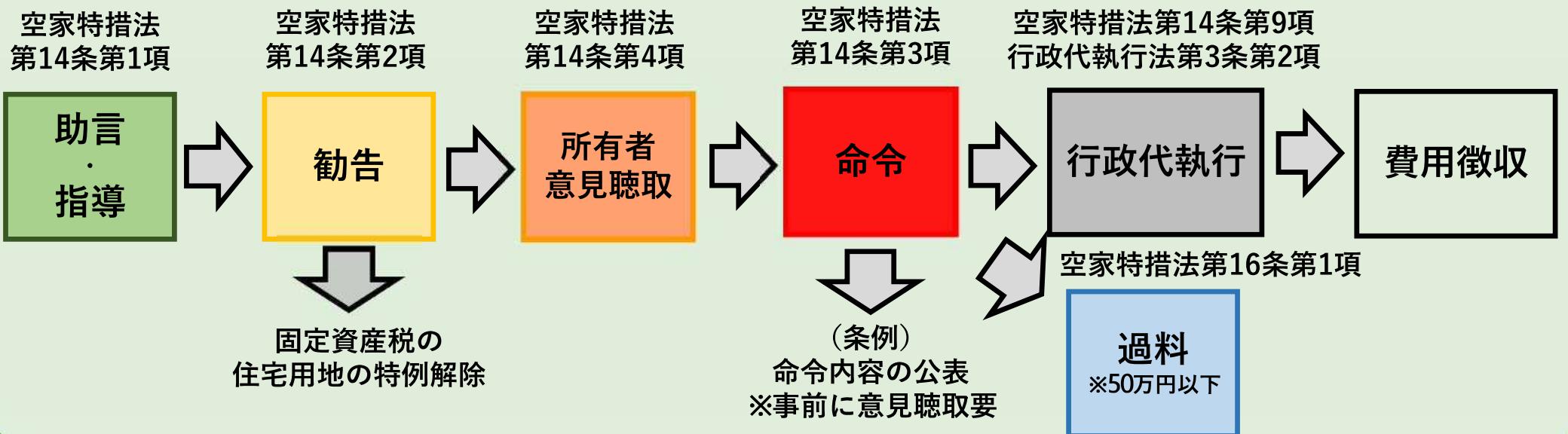
- (1) 立木の枝葉が道路にはみ出している
 - (2) 動物の糞尿による臭気
 - (3) 門扉が施錠されていない
- ※(1)～(3)のうち複数に該当している状態のものを認定

空家等対策の推進に関する特別措置法

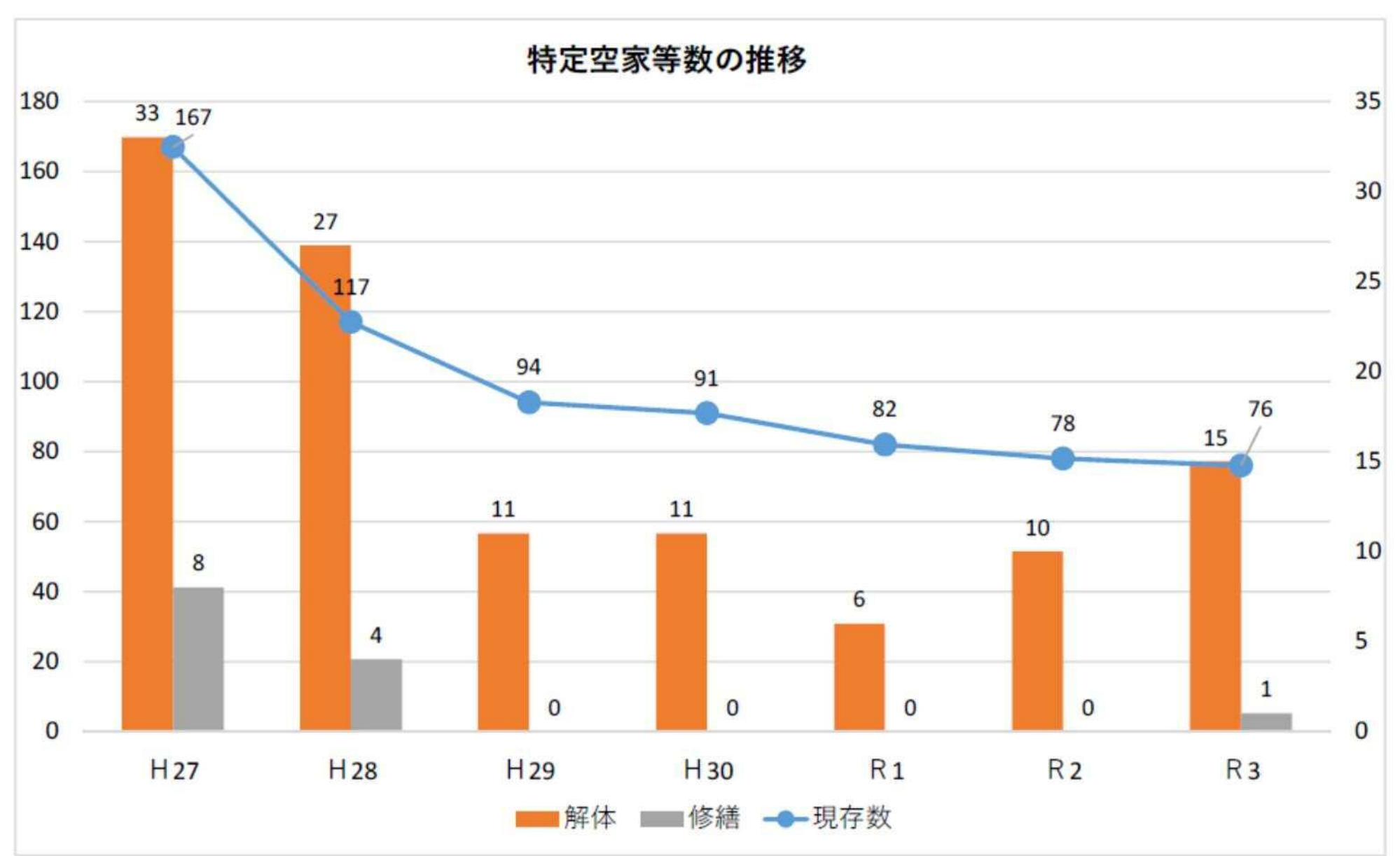
大切な管理が行われていない空き家から地域住民の生命、身体、財産を保護し、生活環境の保全を図るとともに、空き家の利活用促進を目的に平成27年5月26日に施行。

に危険な空き家である「特定空家等」に認定されると下記の措置が実施される場合がある。

空家特措法による措置の流れ



特定空家等の現存数の推移



- ・ 本市の空き家の現状・課題について
- ・ 空き家に対する本市の取組・制度について

空き家に対する主な取組・制度

老朽危険空き家に関するもの（建築指導課）】

鳥取市空家等除却事業費補助金

「鳥取県解体工事業協同組合」との連携による解体見積もりの無償提供

空き家所有者等に対する情報提供、助言・指導（近隣・町内会等から苦情相談があったもの）

「鳥取市空家等対策計画」の策定

空き家等の適切な管理に関する広報（市報・公式ホームページ等）

空き家の利活用に関するもの（中心市街地整備課）※中心市街地以外でも適用されるものを紹介】

鳥取市空き家情報バンクの設置

「akisol（アキソル）」を運営する株式会社ジチタイアドと連携協定

空き家情報冊子「あなたの空き家大丈夫ですか？」の作成・配布

鳥取市空き家対策本部に関するもの】

「空き家利活用ガイドブック」の作成

鳥取県との連携によるもの（県・中山間地域政策課）】

空き家に関するワンストップの総合相談窓口の設置（とっとり空き家利活用推進協議会）

「空き家ガイドブック（とっとり空き家利活用推進協議会作成）」の配布

空き家に対する主な取組・制度

【鳥取市空家等除却事業費補助金】

目的：倒壊等はじまりつつある空き家であって、防災上周囲に対して危険性が高い特定空家等の除却を行う所有者またはその法定相続人に対し、当該工事に要する費用の一部を助成することにより、良好な景観及び生活環境の創生並びに安全で安心な地域づくりに寄与すること。

助金額：補助率 2分の1 上限600千円

対象経費：対象建築物の除却、除却に係る廃材等の運搬及び処分に要する費用

源：国（2分の1）、県（4分の1）、市（4分の1）

◎解体費用を120万円としたとき（上限額）

補助対象経費 1,200千円		
市要綱による補助1/2 600千円		
国補助1/2	県補助1/4	市一財1/4
300千円	150千円	150千円
所有者負担1/2 600千円		

空き家に対する主な取組・制度

【鳥取市空家等対策計画の策定】

鳥取市空家等対策計画

【概要版】

概要

本編P 1～P 4

家族化の進展などにより、本市においても空家等が年々増加して管理されない空家等により、地域住民の生活環境に深刻な影響をものあります。本来、空家等は個人の財産であることから、第一の所有者及び管理者（以下、「所有者等」という。）が自らの責任に対応されることが前提ですが、地域住民からの苦情や相談が近づいているのが現状です。

況のなか、平成27年5月に空家等対策の推進に関する特別措置法（以下、「特措法」といいます。）が施行されました。より本市の実情に合った『空家等対策』を実現するため、所有者等、地域住民、民間事業者等が自発的に行える空家等にも、本市が行政としてサポートできる体制を再構築し、官民連携による空家等対策の実現を目指します。

家等> 法第2条第1項で規定する『空家等』

空家の予防化、利活用では「建築物すべて」を対象とします。）

>

【特定空家等】
空家等のうち、次の状態にあるもの
①放置すれば倒壊等のおそれのある状態
②著しく衛生上有害な状態
③著しく景観を損なっている状態
④その他放置することが不適切である状態

け> 法第6条第1項に規定する「空家等対策計画」

2019年度～2023年度（5年間）

区> 鳥取市全域

2 空家等の現状と課題

本編P 5～P 20

- 住宅・土地統計調査（平成25年）による空家率
全国：13.5% 鳥取県：14.4% 鳥取市：14.9%
- 行政への相談は年々増加し、解決までに時間を要する。また根本的な解決に至らないケースが多くあります。

3 空家等対策の基本目標と取組方針

本編P 25～P 27

基本目標

多様な主体（所有者等、行政、地域、民間事業者等）による
安全・安心で快適に住み続けられる

取組方針

基本目標から、空家の段階に応じて①～④を取組方針ごとに、具体的な施策を進めていきます。



① 空家化の予防

② 放置空家等の発生予防

③ 空家等の適切な管理の促進

④ 空家等及び跡地の利活用

4 空家等対策の具体的な施策

本編P 25～P 27

①空家化の予防

■建築物の良質化、長寿命化手法の周知

建築物を良好な状態で長く使い続けることができるよう手法を周知していきます。

②放置空家等の発生予防

■先送りすることによるリスクの啓発

所有者等に放置することによって発生するリスクを意識してもらうよう啓発していきます。

■地域等における空家等対策の情報提供

地域で空家化を予防する取組や、空家等を見守り地域のために活用していく方法など地域とともに検討していくため、取り組み事例の紹介やセミナー等の開催を検討します。

③空家等の適切な管理促進

■民間事業者との連携

専門家団体による相談窓口の設置を検討します。

■管理に関する意識啓発及び情報提供

維持管理に関する情報を、パンフレット等を使って情報提供します。

④空家等及び跡地の利活用促進

■需要者、供給者、地域へのサポート

空き家バンク制度の周知及びシステムを改善し空家の利活用を促進します。また、地域住環境の整備促進を図るための国の助成制度の活用を検討します。

■エリア価値の向上

事業者と不動産オーナーとのマッチングを促進する制度を検討します。

■不動産の流通促進

中古住宅の取得時におけるインスペクションや既存住宅売買瑕疵保険制度等について、周知を図ります。

5 特定空家等に対する措置

本編P 28～P 31

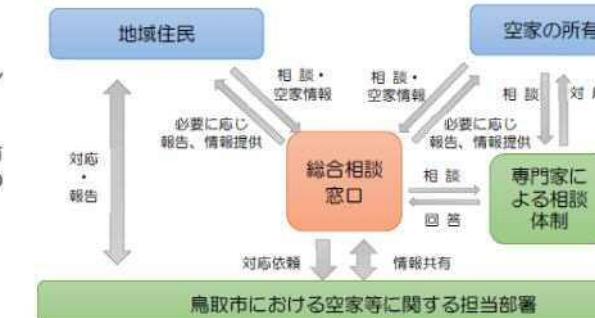
防災、衛生、景観等の面で、地域の生活環境に深刻な影響を生じさせている管理不全の『特定空家等』については、まずは自発的な空家等の適切な管理を促します。改善がみられないものについては、法第14条に基づき、「助言又は指導」し、それでも、正当な理由なく措置を行わない所有者等に対しては、「勧

6 空家等対策の推進体制

本編P 32

□内の推進体制と総合相談窓口の設置

相談件数は年々増加し、相談内容も多岐にわたります。相談業務の解決のため、総合相談窓口の設置を検討します。



専門家団体との連携

専門知識を有する民間事業者等と連携した相談体制の構築を検討します。

7 計画の進行管理

本編P 34

「PDCA」サイクルにより計画を推進します。

●計画【Plan】 本計画の策定等

●実行【Do】 計画の実行

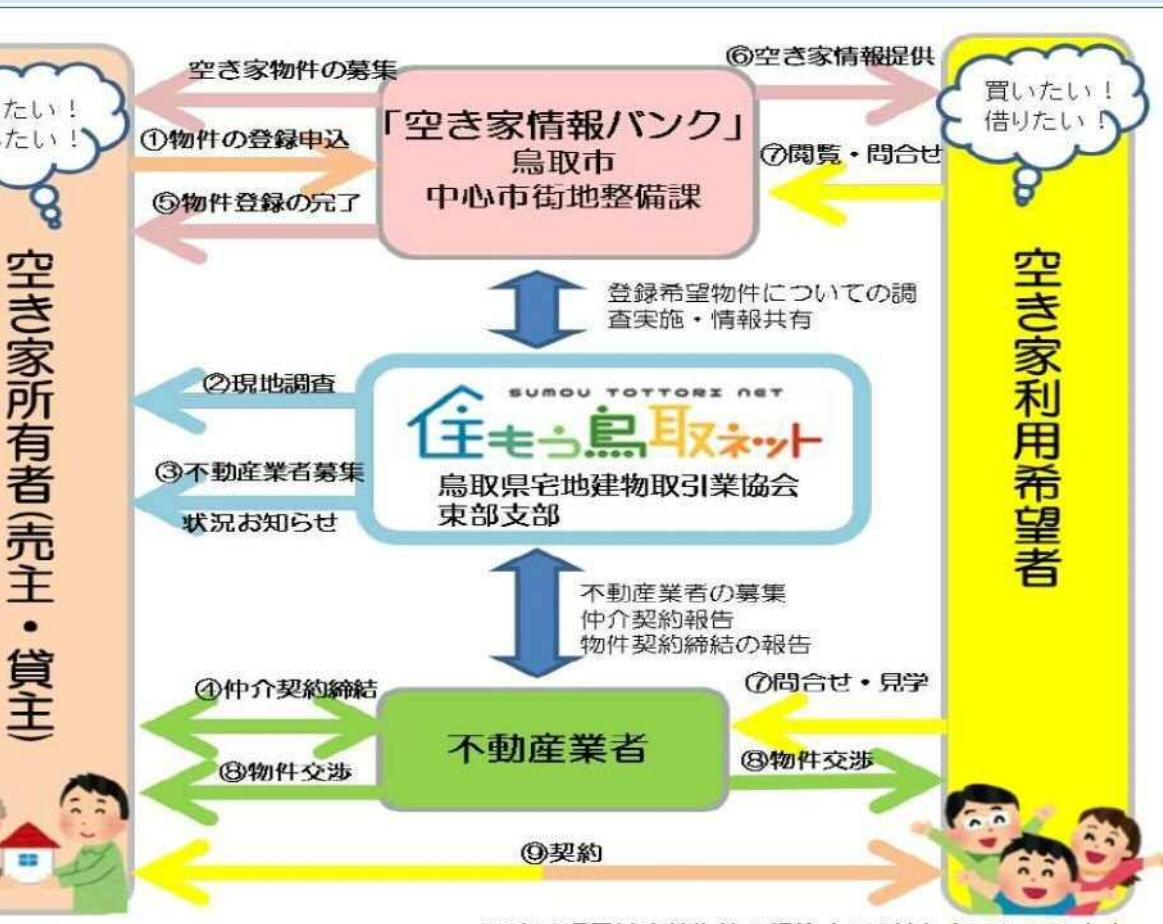
●検証【Check】 実施成果の検証

●見直し【Action】 本計画の見直し

空き家に対する主な取組・制度

【鳥取市空き家情報バンクの設置】

概要：空き家の賃貸・売却を希望する人から申し込みを受けた空き家を登録し、利用希望者に紹介する仕組みで遊休不動産の流通促進を図る目的で設置。



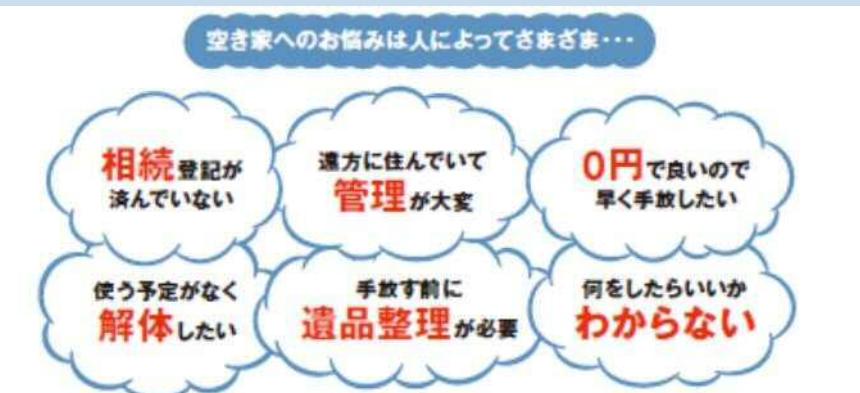
【基本的な流れ】

1. 空き家所有者より、登録の申請を受け付
現地調査を行ったあと、宅建協会に委託
設置した「住もう鳥取ネット」が物件の
い(媒介)を希望する不動産会社の募集を
2. 所有者と不動産業者との媒介契約成立後
ンクに登録し、市ホームページ等で情報
を行う。
3. 空き家所有者及び利用希望者は、不動産
を介して空き家の賃貸・売買契約を締結

空き家に対する主な取組・制度

【「akisol（アキソル）」について】

株式会社ジチタイアドが運営する空き家問題解決のための総合プラットフォーム
空き家相談窓口の一つとして、空き家問題解決のサポートを行うもの。
空き家に関する悩みを無料で相談することができ、空き家問題解決に向けた必要な情報提供や事業者とのマッチング、物件を0円であっても手放したい方の相談等を受け付けている（※サービス内容によっては一部費用が発生。相談のみであれば無料）。



akisol（アキソル）では、あなた専任の空き家アドバイザーが
お悩みを解決までサポートします

無料
相談

0120-772-135

株式会社ジチタイアド akisol（アキソル）カスタマーサポート
平日 9時～18時 <https://akisol.jp>



空き家に対する主な取組・制度

【「akisol（アキソル）」について】



空き家に対する主な取組・制度

【空き家情報冊子「あなたの空き家大丈夫ですか？」の作成・配布】



空き家に対する主な取組・制度

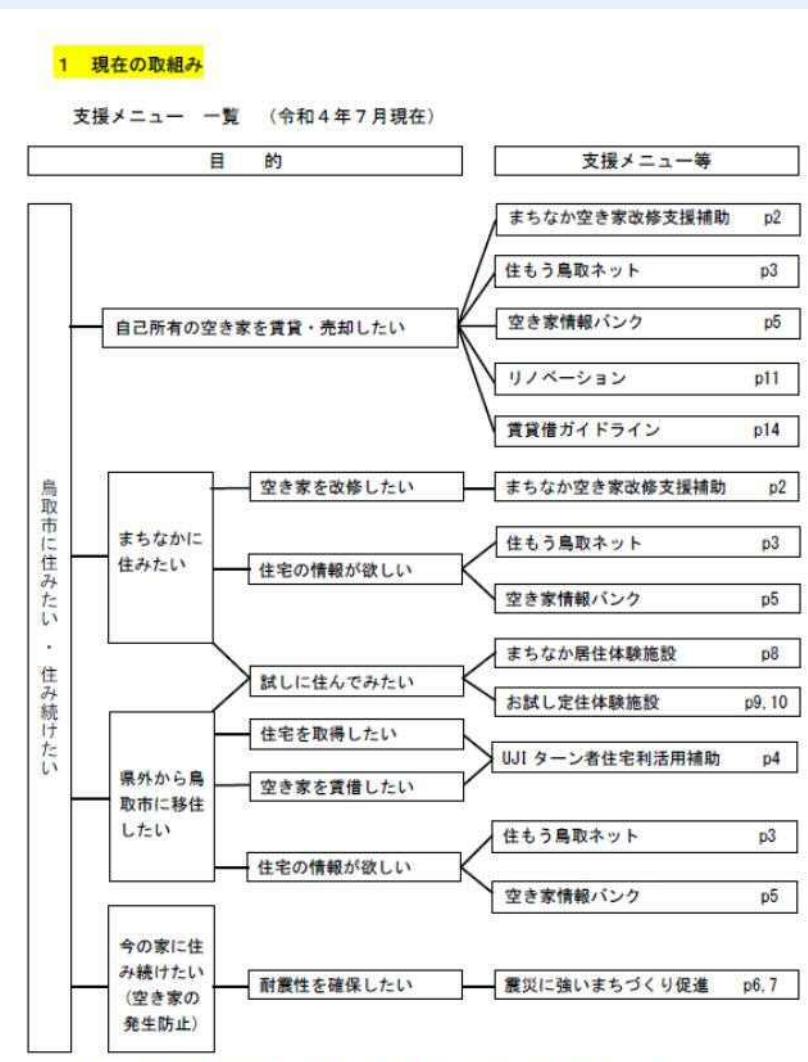
【「空き家利活用ガイドブック」の作成】

空き家利活用ガイドブック



令和4年7月

鳥取市空き家等対策本部



空き家利活用支援(3)

補助金名	UJIターン者住宅利活用推進事業補助金
担当部課	市民生活部 地域振興課

●概要

UJIターン者の住生活の安定向上を図り、人口増加により本市の活性化を促進するため、本市に定住する目的で市内の空き家にある家財道具を処分する方に対し

空き家利活用支援(7)

補助金名	お試し定住体験施設(その1)
担当部課	市民生活部 地域振興課

●概要

本市への移住をお考えの方に、一定期間滞在暮らしを試してお住まいを実現しています。この事業では、農林漁業、医療などの分野で活躍する方を対象に、移住者等のための施設を整備します。

1 ベットと一緒にまちなかマンション暮らし「くわんハイツ」

【所在地】鳥取市弓削三丁目 104-4階（大・施設併用）
2LDKマンションタイプ

【期間】30日以内

【対象】鳥取県外在住で、鳥取市への定住を検討している方
【費用】5日まで6,000円（6日目以降は1日1,200円）
（休憩料、生活用品、交通費は自己負担）
※大・施設併用の場合、クリーニング代（15,000円）

2 空き家見学体験・農業体験ができる

【所在地】鳥取市弓削町神石 266
木造2階建て、1階、3畳、DK（1階のみ使用）
③鳥取市用賀利用料188
主な利用料：4,400円、ウチ、DK（2階）4,400円
（2階）2,200円

空き家利活用支援(5)

補助金名	震災に強いまちづくり促進事業補助金(その2)
担当部課	都市整備部 建築指導課

●概要

震災対応住宅の上層（床面積当たりの上層と経費の上層の低いほうの支給）

区分	床面積あたりの上層・その他	震災対応事業費	補助金の上層
一戸建ての住宅	設計図書あり 設計図書なし	108,900円 134,200円	73,000円 90,000円
耐震診断	136,000円	91,000円	
一戸建ての住宅	床面積5,1,000m ² の 対象 1,000m ² 未満 2,000m ² 以上 2,000m ² 未満の 対象	3,670円/m ² 1,570円/m ² 1,050円/m ²	300万円 200万円
木造一戸建ての住宅	24万円	12万円	
耐震診断	床面積5,1,000m ² の 対象 1,000m ² 未満 2,000m ² 以上 2,000m ² 未満の 対象	3,670円/m ² 1,570円/m ² 1,050円/m ²	300万円 200万円
木造一戸建ての住宅	100万円	50万円	
耐震診断	マンション・非 マンション区分	50,200円/m ² 34,100円/m ²	1,800万円 414万円

※マンションとは戸別住宅のうち2階建以上または複数戸建住宅であって、各戸の床面積が1,000m²以上であり、かつ、外壁を共用する複数戸建として階層以上のものはない。

詳細説明資料等・お問い合わせ先

鳥取市公式ウェブサイト
<https://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1252053925221/index.html>

お問い合わせ：都市整備部建築指導課
TEL: 0857-30-8362 FAX: 0857-20-3956 e-mail: kenko@city.tottori.lg.jp



9979609/index

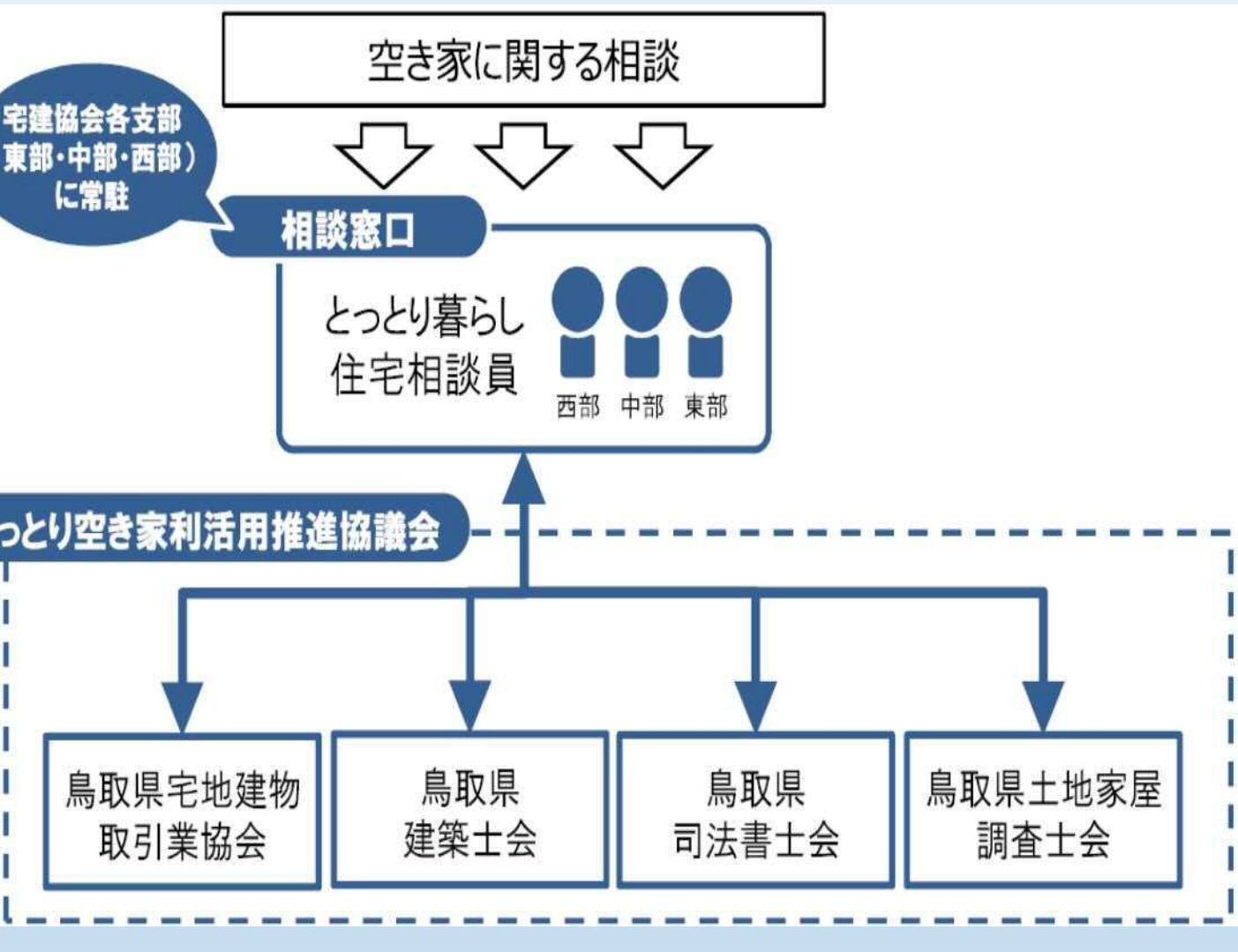
1

8173

temari.jp

空き家に対する主な取組・制度

【空き家に関するワンストップの総合相談窓口の設置】



空き家に対する主な取組・制度

「空き家ガイドブック」の配布】



もくじ

1. 空き家の問題
① 島根県の空き家の現状 P1
② 空き家を放置するリスク P2
③ 空き家等対策の推進に関する特別措置法 P3

2. 空き家の管理
① 空き家になる前に考えておきましょう P4
② 空き家になったら状態に応じた対応をしましょう P6
③ 空き家は適正に管理しましょう P7
④ 空き家を活用しましょう P8

3. 支援制度
① 空き家の利活用に役立つ制度 P10
② 空き家のための補助制度等 P12

4. 相談窓口
① ワンストップ相談窓口 P14
② 専門家等の相談窓口 P15
③ 行政の相談窓口 P16

「とっとり空き家利活用推進協議会」とは…
「とっとり空き家利活用推進協議会」は、空き家所有者のさまざまな不安の解消、空き家の利活用により地域に繋がりをもたらし活性化することなどを目的に、関連する4つの専門団体によって設立されました。
各分野のプロフェッショナルが連携して、「空き家・空き地に関する無料相談会」の実施や「県内各地域への相談員(専門家)の派遣」、「まちづくり団体に対する人材育成の推進」などの取り組みを進めています。

相談会への参加団体

- ・公益社団法人 島根県宅地建物取引業協会
- ・一般社団法人 島根県建築士会
- ・島根県司法書士会
- ・島根県土地家屋調査士会

② 空き家を放置するリスク

空き家を放っておくと…

近隣・通行人の危険
・建物や壁が倒れられる恐れ
・落葉や雪等で倒壊や破損が発生する恐れ

生活・衛生・景観
・立ち木や倒木が発生する恐れ
・動物や鳥の巣が作られる恐れ
・倒木への鳥の巣

① 建物の老朽化を防止する(適切な維持・管理)

空き家は定期的に管理することで建物の劣化を防ぎ、資産価値を維持していくことで、将来の空き家放置や競競争が気温より悪化する恐れはありません。ご自身や家族、知人等による利活用が実現しない場合は、空き家管理の専門家等の相談を検討するなど、建物が老朽化しないよう適切な運用管理を心掛けましょう。

② 使える空き家は利活用する(事業活用・貸与)

若年は、新規住宅でももの足らず、若年者や高齢者、トロリーバスなどで暮らし始めた人も増えています。また、専門機関等により住むとしての用意のまま空き家等を活用してもらうことができる「住み込み」への活用等も可能となっています。ご自身や家族、知人等による利活用が実現しない場合は、建物が適度な空き家に近づかない様、借主が適度な空き家で貸し切る検討をしてみましょう。

③ 支援制度

空き家の利活用に役立つ制度

① インスペクション制度(建物状況調査)
・住宅の状態・構造に詳しい専門士などの専門家が空き家の状況や欠陥の有無を調べ、満足すべき整所の回答を提供する制度です。
・平成20年4月1日に改めた宅地建物取引法改正により、宅建業者は空き家の紹介時にインスペクションについて、住まいの説明する事が義務付けられました。若年では空き家のカーステップ車庫を購入したり、さらに豪華にしていくと有効かもしれません。
・インスペクションを実施することで豪華、充実感でもあり、安心して車庫を行うことができます。

問合せ：島根県住宅まちづくり課 TEL:0857-26-7397

② 空き家(情報)バンク制度
・空き家のバンクとは、県外への住むを想いして地方公共団体が空き家情報を積極的に広く公開し、将来的に希望者が空き家を利用したい方に向けホームページなどで紹介する制度で、県外の不動産会社と空き家の紹介を交わしていく買い物が登録の対象となります。

問合せ：吉市町の担当課 (P15参照)
空き家登録するサイトと連絡し、空き家のサイトに登録をお願いしている状況もおります。
【吉市町空き家バンク】
<https://www.homes.co.jp/akiyabank/> (株式会社JUJU)
<https://www.akoya-athon.jp/> (アットホーム株式会社)

③ とっとり暮らし住宅バンクシステム
・市町村が運営する空き家のバンクの役割、高齢者では、将住希望者等に向けた賃貸の空き家を登録しています。
・空き家のバンクに登録した物件(「吉田町の家のとっとり」「海辺暮らしへ」「農村のとっとり等)に、希望に応じた物件の紹介が可能です。
・市町村の空き家のバンクに登録された物件は、こちらのとっとり暮らし住宅バンクシステムに登録することができるのですので、空き家物件情報が住民希望者等の目に届きやすくなります。

問合せ：島根県ふるさと人口課 TEL:0857-26-7639
URL: <https://www.letot.jp/JUJU/> (とっとり暮らし住宅バンクシステム)

移住施策における 空き家の利活用について

鳥取市地域振興課

はじめに

とつとりとつながる
とつとり
コネクト

中山間地域における大きな課題

人口減少 ⇒ 地域の担い手不足または活力の低下



「移住者の受け入れ」は課題解決手段のひとつ

空き家の利活用について

とっとりとつながる
とっとり
コネクト

中山間地域の強み

豊かな自然に加え、**空き家**も立派な地域資源

⇒ でも、同じような地域は日本中いたる所にある

※ だからこそ地域づくりや情報発信が必要。

大切なのは…

- ・移住者を受け入れた地域づくりに取り組む地域
- ・がんばる地域を応援する行政支援

移住定住促進について

どっとりとつながる
どっとり
コネクト

平成18年9月

「鳥取市定住促進・Uターン相談支援窓口」を開設

移住定住に関する情報の収集・発信の一元化を図り、特に若者や団塊の世代を中心に県外から鳥取市への移住を促進。

- ・令和2年度より、オンラインによる移住相談対応もスタート。
- ・令和4年度より、移住定住ポータルサイト「どっとりコネクト」運用開始。

- その他の主な取組
 - ・移住相談会への出展、関西圏の大学主催就職相談会への出展(オンライン含む)
 - ・Uターン支援登録制度
 - ・各種補助事業
- ・お試し定住体験事業
- ・移住定住空き家運営業務委託事業
- ・移住定住関連情報発信



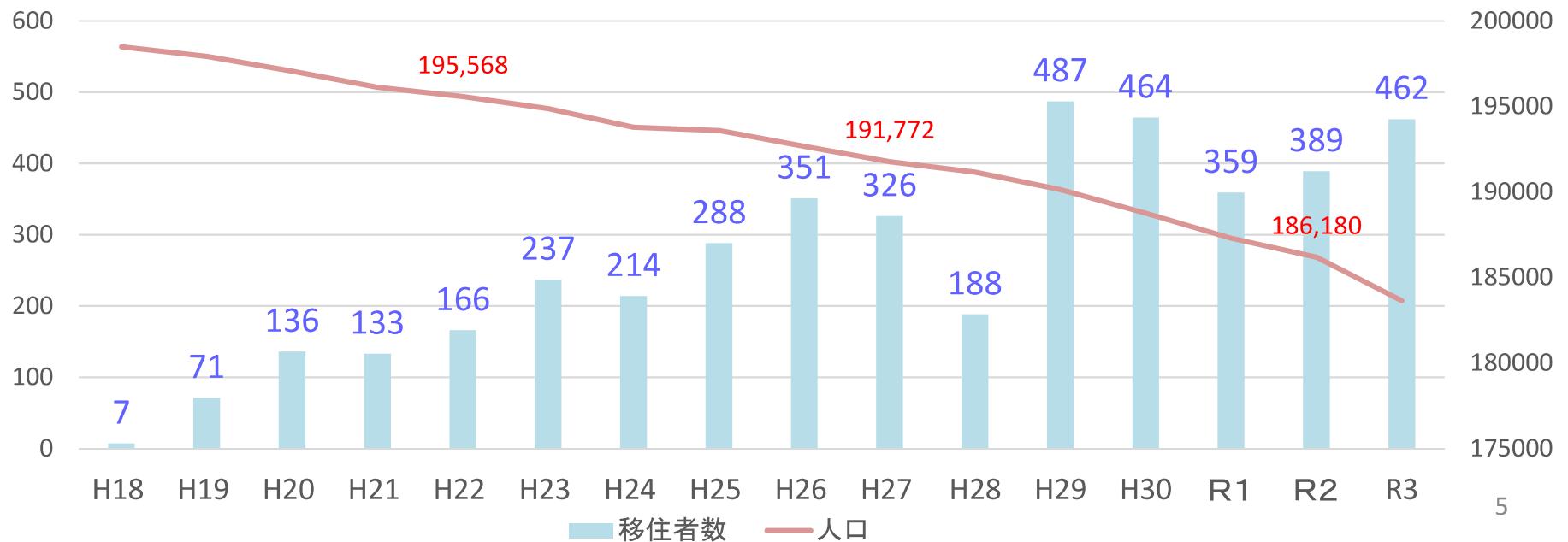
移住定住の状況

とっとりとつながる
とっとり
コネクト

移住者と人口の推移

令和4年3月31日現在

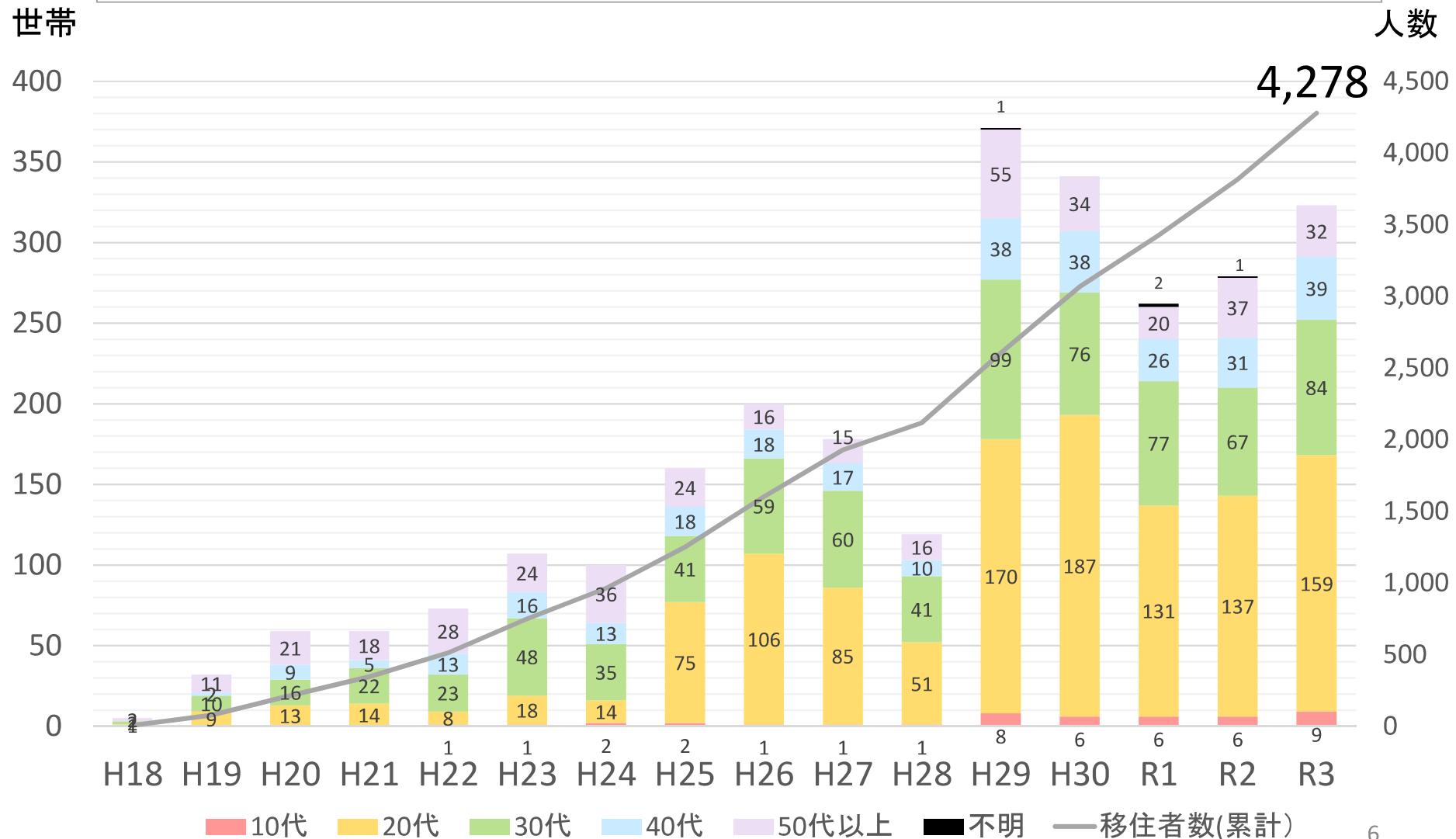
年 度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	合計
窓口対応 延べ件数(件)	262	764	1,086	1,384	1,363	1,220	1,419	1,211	1,442	1,429	1,204	1,109	920	1,119	899	1,016	17,847
相談登録者 数(世帯)	92	175	241	331	297	396	380	383	489	484	447	515	389	449	223	168	5,459
移住 (世帯)	5	32	59	59	73	107	100	160	200	178	119	371	341	262	279	323	2,668
者数 (人)	7	71	136	133	166	237	214	288	351	326	188	487	464	359	389	462	4,278
人口	198480	197927	197054	196110	195568	194871	193774	193582	192660	191772	191152	190139	188739	187288	186180	183645	



移住定住の状況

とっとりつながる
とっとり
コネクト

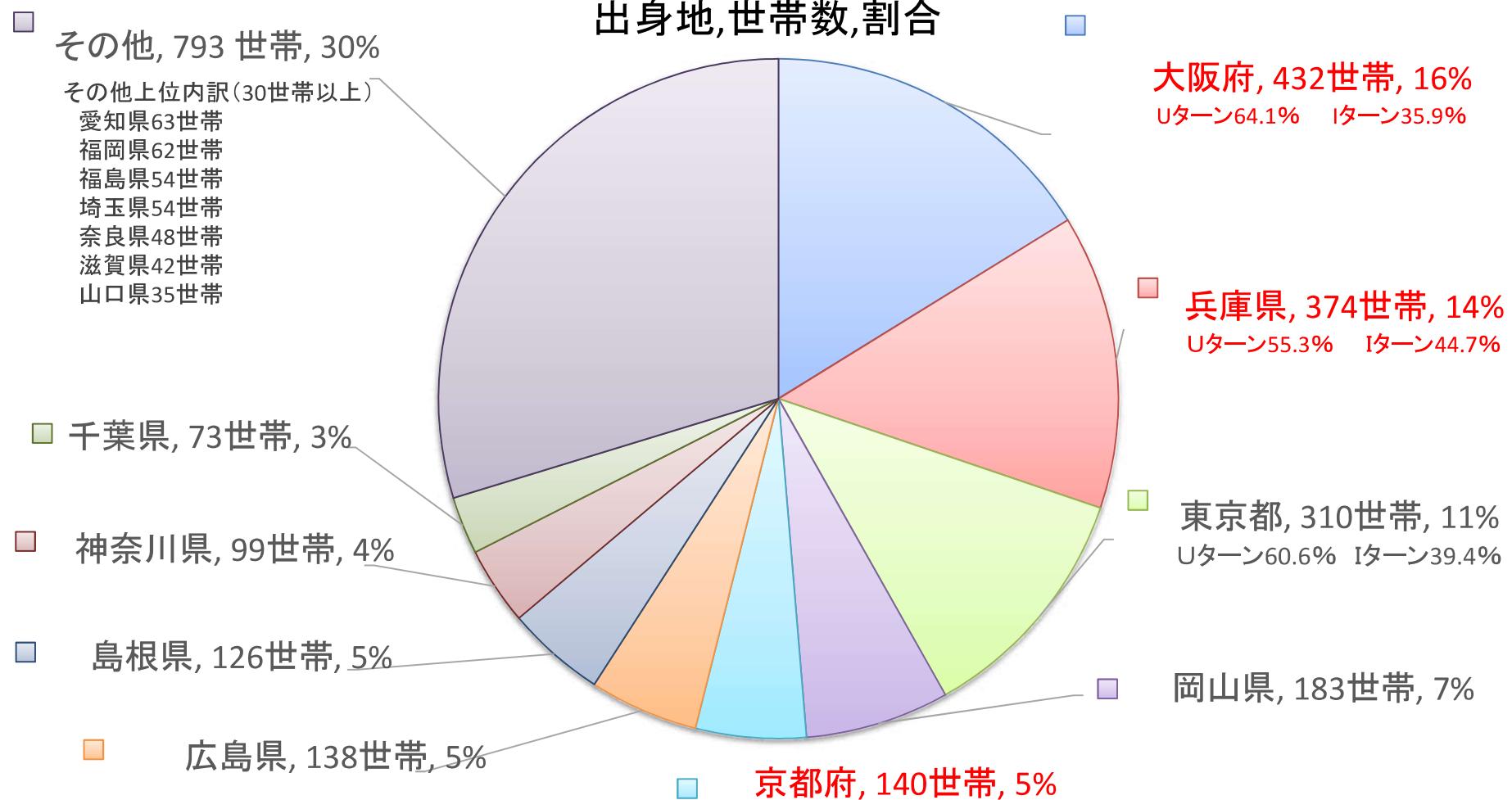
年代別移住世帯数、移住者数(平成18年9月～令和3年3月末)



移住定住の状況

とっとりつながる
とっとり
コネクト

出身地別移住世帯数(平成18年9月～令和4年3月末)

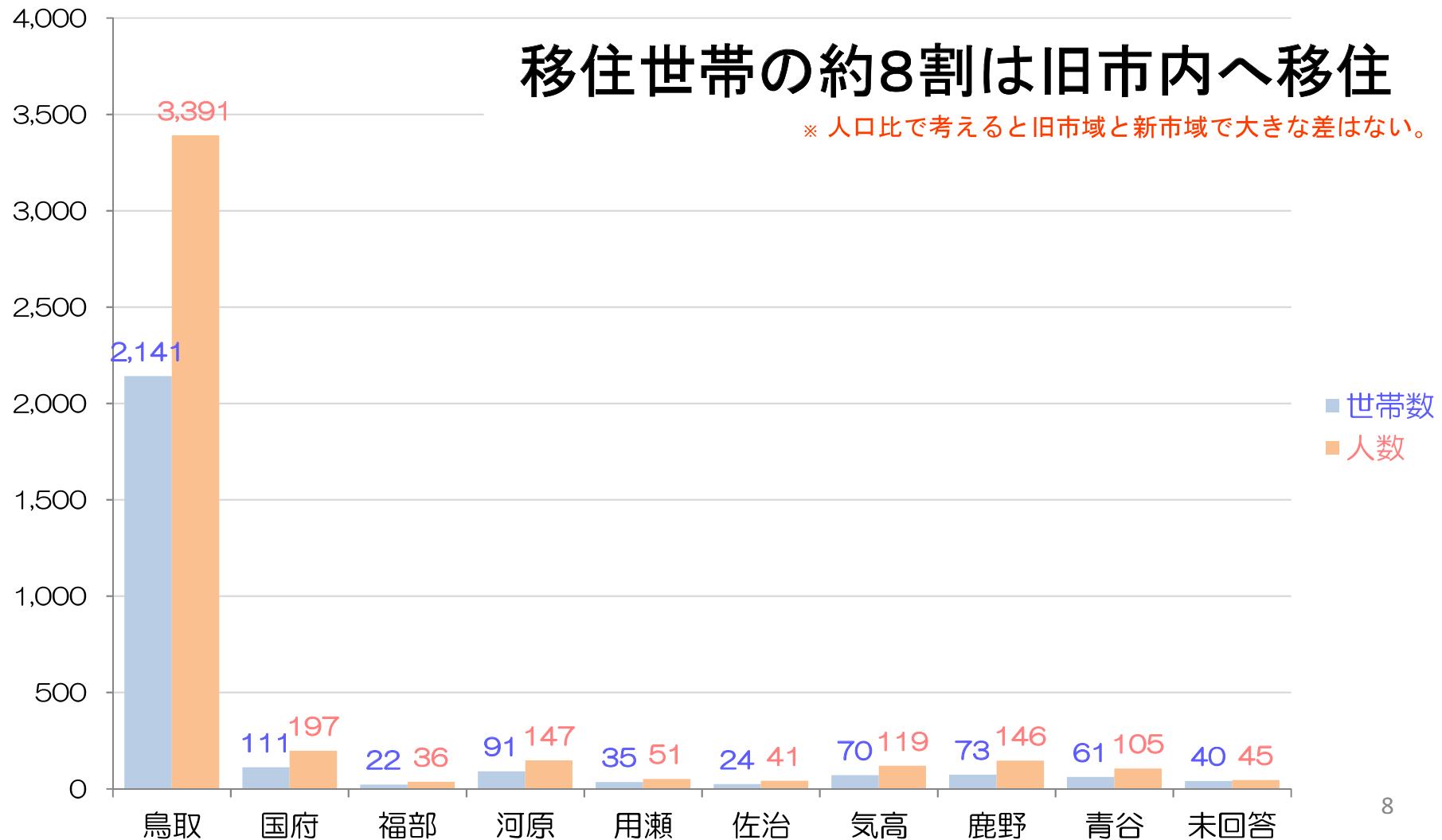


関西圏が4割弱を占める

移住定住の状況

とっとりつながる
とっとり
コネクト

移住先地域別移住世帯数(平成18年9月～令和4年3月末)



現在実施中の地域振興課の取り組み

とっとりつながる
とっとり
コネクト

【移住定住空き家運営業務委託事業】(平成25年6月～)

※ 国府地域を除いた新市域7地域で実施中

＜委託内容＞

地域団体等による空き家バンクの運営

- ・地域の空き家情報の調査
- ・空き家の家主との交渉
- ・空き家情報の登録
- ・移住希望者の

空き家内覧対応

※ 家主の了承が前提



■ これまでの空き家移住定住者数 (R4.3.31現在) ・・・ 71世帯135人

現在実施中の地域振興課の取り組み

とっとりつながる
とっとり
コネクト

【鳥取市Uターン者住宅利活用推進事業】(平成26年度～)

＜補助制度概要＞

空き家運営業務受託団体が運営する空き家バンク登録住宅に、県外から定住目的で入居する者がいる場合に、住宅改修や家財道具の処分費用の一部を補助する。

＜補助対象者＞

移住者、住宅所有者、(サブリース物件の場合のみ)空き家運営業務受託団体

＜補助額・率＞

補助率:1/2 上限額40万円(事業費80万円に対し、最大40万円の支援)



現在実施中の地域振興課の取り組み

とつとりとつながる
とつとり
コネクト

【お試し定住体験施設】(平成19年6月～)

中心市街地、河原町、用瀬町、佐治町、気高町、鹿野町にお試し定住体験施設を設置。運営は地域団体等に委託。

実際に鳥取市での暮らしを一定期間体験することで、移住定住の具体的なイメージを持っていただくことができる。

体験料：5日間まで6,000円。

6日目以降は1日につき1,200円を加算。

最大30日間の利用。

令和4年11月より

地域イベント等^(※)に『参画する』者の施設利用も可能に。

※ 施設が所在する地域で行われる移住定住の促進や関係人口の創出に資する取組



河原地域お試し定住体験施設



用瀬地域お試し定住体験施設



佐治地域お試し定住体験施設

■これまでの施設利用者世帯数・・・延べ645世帯（実世帯501）

（R4.3.31現在）

■うち移住定住世帯数・・・205世帯（40.9%）

週末住人Inc.の取組み

Z世代の関係人口＝仲間 を増やし、
ワクワクとビジネスを両立するチャレンジをしています



週末住人Inc.の事業

What We Do

人口最少県・鳥取を拠点に、Z世代の関係人口を創出することで、
“だれもが自分と社会の未来にワクワクできる日常”を共創する企画会社です。

▼事業紹介はこちら



地域とつながる
拠点・交流事業

鳥取とつながる
Z世代コミュニティ事業

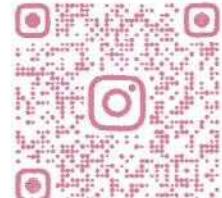
食を通じて鳥取と
つながるEC事業

Z世代の視点を活かす
受託・協業事業

日常の様子はこちら▼

【地域とつながる拠点・交流事業】もちがせ週末住人の家

空き家2軒をDIYでリノベーションし、宿＆コミュニティスペースを運営。
地域の暮らしに溶け込む中長期滞在をコーディネートし、
県内外のZ世代がいつでも“ただいま”と帰れる場所を目指しています。



MOCHIGASEGRAM



県内学生の
居場所づくり



食事交流会
「週末なべ部」の開催



ふるさとワーキングホリ
デーの受入れ



大学のゼミ合宿などの
コーディネート

コミュニティの
紹介はこちら▼

【鳥取とつながるZ世代コミュニティ】週末住人コミュニティ(週末住人s)

「ただいまと帰れる場所とつながりをシェアする」をコンセプトに、
滞在経験者を中心とした会員制のオンライン×リアルコミュニティを運営。
社会人は「ゆる会員／なかま会員(月額1,000円)」と関わり方を選ぶことができ、
学生会員はいずれの関わり方をすることもできます。



拠点シェア
(もちがせ週末住人の
家／だいせん週末住人の
家・TORICO)



プチ定期便
(エモボ)



オンライン×リアルの
コミュニティイベント
(遠くdeさけ部／遠くdeトーク
／週末〇〇部／支部会／同
窓会)



スキルシェア
(エモワクPJ)

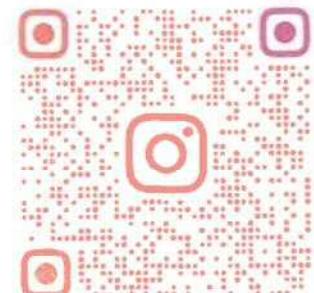


次世代の応援
(みんなの貯金箱)

購入サイト・SNS
はこちら▼

【食を通じて鳥取とつながるEC事業】 鳥取エモボックス(エモボ)

～ステキな鳥取を発見！好奇心くすぐる食の宝箱～
をコンセプトに、鳥取のおいしいものを発掘して全国にお届けし、
鳥取ファンを増やすECサービスです。



OISHII_EMO_BOX



鳥取の土曜日午後の“カラフル”ティータイムセット

大山スマイルファームさん
中西地方畠畠峰
大山(たいせん)の
諂て、有機野菜や
ハーブを栽培し、
その加工品の製造と
販売をされています

**カラフル
スノーボール
クッキー**
スマイル
ファームさんの
を使用！

takemurateiさん
鳥取市用湯町で、
農家環境で「身体に優
しい」をコンセプトに
したおやつやランチの
おしゃれなカフェをさ
れています

魔法のベジパンケーキ
卵と牛乳でOK！
作り方はバッケー
ジ裏面に♪
10分で簡単
にできちゃい
ますよ～

**ジンジャー
パウンドケーキ**
スマイル
ファームさんの
を使用！

**オリジナルブレンドハーブティー
“mochigase blue”**
甘いので珍めなし
でOK！4~5分温
らしてね♪
1回で結構な量が
飲めますよ！

お家でしっぱり芳醇道楽 セット

煙製道楽
青木利理さん
HP/
Instagram

海晴館
吉村新美さん
Instagram

優勝セット

**桜チップ×二十世紀
の桜チップで煙製**
スマートチップ
使用！

**煙製とまみの
絶妙感**

**煙製醤油が包み込む
つまみ玉マスター**

**完璧調味料
を感じて**

事業の詳細はこちら▼

【Z世代の視点を活かす受託協業事業】エモワクプロジェクト

Z世代(週末住人s)の視点やスキルを活かして
地域の事業者の困りごと解決や、新たな挑戦をサポートすることで
次世代のためのサービス・仕組みづくりを進めるとともに
社会人ならではの仕事を通じた鳥取との関わり方をデザインします。



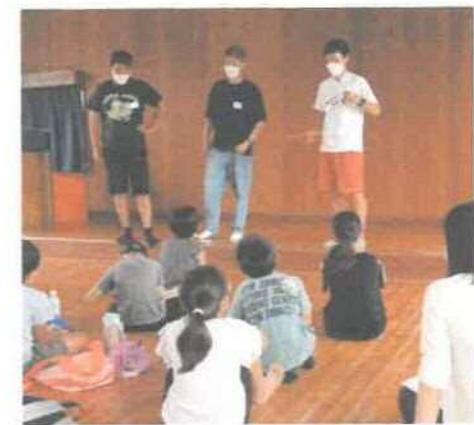
【行政】人手不足解消／
多様な働き方実現のた
めの仕組みづくり



【行政】若者視点の働く
&暮らす魅力発信のた
めの動画・記事制作



【大学】地域活動のきっか
けづくり・キャリア支援の仕
組みづくり



【民間】若者と協働した
イベント企画・プランディ
ング支援

経営スタイル emo-work Style

週末住人Inc.は、本音を認め合って互いのスゴさを尊重し、弱さを受け止め合える、信頼関係を基盤とした仲間で経営しています。上意下達の組織構造をつくらず、基本的に複業で経営・事業運営に携わり、地理的な距離を超えたチームワークを生み出すチャレンジをします。

週末住人はもちろん、アドバイザリーや協業者、プロジェクトの顧客や地域のみなさまとのお付き合いでも、信頼関係を基盤とした経営スタイルを大切にします。

Core -Members



松浦生 *Ikuru Matsuura*

共同代表(取締役社長)
総合プロデューサー

1997年1月東京都生まれ
慶應義塾大学大学院卒・大山町在住
SFC研究所上席所員



深沢あゆみ *Ayumi Fukasawa*

共同代表
総合マネージャー・コミュニケーション

1995年6月埼玉県生まれ
明治大学卒・鳥取市在住
IT(エンジニア、Web運用、総務)



岩田直樹 *Naoki Iwata*

共同代表
総合マーケター・企画プロデューサー

1995年11月岐阜県生まれ
公立鳥取環境大学大学院卒・東京都在住
IT(Webマーケティング、営業企画)



折田怜美 *Remi Orita*

共同代表
コミュニケーション・リクルーター

2000年1月鹿児島県生まれ
公立鳥取環境大学卒・愛知県勤務
宿運営、内装施工



常に住んでいなくても
地域をおもしろくする仲間になれたり。
一つの地域にしばられずに
仕事や暮らしを楽しむことができたり。

「週末」に象徴される余暇時間に
「住人」すなわち地域の一員になる。

そんなライフスタイルを
「週末住人」と名づけ、
人口最少県・鳥取から、
Z世代の豊かな生き方を探求する
社会実験をしていきます。

2016.4	<ul style="list-style-type: none"> 鳥取市用瀬(もちがせ)町で、地域住民とまちづくり団体用瀬コミュニティまちづくりを設立し、<u>岩田直樹</u>(現共同代表)が事務局長に就任
2016.8	<ul style="list-style-type: none"> 岩田と<u>松浦生</u>(現代表)が、用瀬町用瀬で空き家を借り、大学の授業がない週末に住人として住む活動をスタート
2017.1	<ul style="list-style-type: none"> 岩田の個人事業主として、旅館業営業許可を取得し<u>体験と民泊もちがせ週末住人の家</u>をオープン
2017.7	<ul style="list-style-type: none"> 総務省「ふるさとワーキングホリデー」参加者受け入れ事業をスタート 全国に広がるZ世代コミュニティ「週末住人コミュニティ」事業をスタート
2017.10	<ul style="list-style-type: none"> 女性専用の宿泊棟「<u>体験と民泊もちがせ暮らしの旅人</u>」をオープン
2018.4	<ul style="list-style-type: none"> <u>深沢あゆみ</u>(現共同代表)が埼玉県から移住し、新卒で鳥取市内企業に勤めながら、女性棟の寮母としての活動をスタート
2019.4	<ul style="list-style-type: none"> 松浦が鳥取県大山町の<u>地域おこし研究員</u>に就任 Zoomなどを活用したコミュニティ内のオンラインイベントをスタート
2019.8	<ul style="list-style-type: none"> 鳥取県大山町で「<u>だいせん週末住人</u>」事業の実証実験をスタート
2020.3	<ul style="list-style-type: none"> 折田怜美(現共同代表)が用瀬町に移住 「<u>もちがせ週末住人の家</u>」を現在地に移転し、コミュニティスペースとしての運営をスタート
2020.4	<ul style="list-style-type: none"> 岩田が東京に移住し、Webマーケティング関連企業に勤めながら、関東支部会等のコミュニティ運営を拡充
2021.11	<ul style="list-style-type: none"> 「<u>株式会社週末住人</u>」を設立